<夫婦関係調整 (離婚) 調停を申し立てる方へ>

1 概要

離婚について当事者間で話合いをしてもまとまらない場合や離婚の話合い自体ができない場合には、 家庭裁判所の調停手続を利用することができます。調停手続では、当事者双方から事情を聞き、離婚するかどうか、また、離婚することになった場合、未成年の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子との面会交流をどうするか等子どもの育て方に関わる事項、さらに、子どもの養育費、婚姻中に築いた財産の分け方(財産分与)、年金分割、慰謝料等、財産に関する問題も同時に話し合うことができます。話合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、改めて、離婚訴訟を提起する必要があります。

2 申立てに必要な費用

- □ 収入印紙・・1200 円
- □ 手続用の郵便切手・・140円×1枚、94円×1枚、84円×6枚、10円×5枚、2円×5枚 合計798円分

3 申立てに必要な書類

- □ 申立書3通
 - → 申立書は、相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人(あなた)用の控えの3通を 作成してください。
- □ 事情説明書1通
- □ 子についての事情説明書1通 *未成年の子どもがいる場合に提出してください。
- □ 送達場所の届出書1通
- □ 進行に関する照会回答書1通
- □ 夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書)1通
 - → 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- □ 「年金分割のための情報通知書」1通
 - → 離婚と共に年金分割における按分割合(分割割合)に関する調停を求める場合にのみ必要です。

情報通知書の請求手続については、年金事務所(厚生年金の場合)又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。

4 調停手続で必要な書類等の提出方法等

- 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
 - ※ 必要になる書類の例

養育費の必要な子どものいる場合:収入の内容が分かる書類等

→源泉徴収票、給与明細、確定申告書、所得証明書等

財産分与を希望する場合:夫婦の財産の内容が分かる資料等

→不動産登記事項証明書、固定資産税評価証明書、預金通帳、残高証明書等

婚姻費用等について決まったことがある場合:その内容の分かる書面

- →合意書、公正証書、調停調書、審判書等
- ・ 書類等を提出する場合には、A4 サイズ(今お読みいただいている書面のサイズです。)で<u>裁判所用コピー1通</u>を提出するとともに、調停期日にはご自分用の控えを持参してください(提出する書類のコピーは、(A4) サイズ縦の用紙に、(A4) とじしろとして左側を(A4) オンチメートル以上あけて作成してください。)。

相手方に交付したい書類等を提出するときは、<u>裁判所用及び相手方用としてコピー2通</u>を提出するとともに、調停期日にはご自分用の控えを持参してください。

- 注 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所に見せる必要がないと考える部分は、マスキング(黒塗り)したものを提出してください(ただし、原本には手を加えず、コピーをマスキングしてください。)。(<u>裁判所用及び相手方用のコピー2通全で同様に作成し</u>てください。)
- 注 個人情報保護の観点から、個人番号(マイナンバー)が記載されていない文書の提出をお願い いたします。具体的には、
 - ① マイナンバーの記載のない文書の原本が取得可能なもの(源泉徴収票等)については、マイナンバーの記載のない文書をご提出いただき、
 - ② <u>マイナンバーの記載のない文書の原本が取得できないもの(確定申告書等)もしくはマイナンバーが記載された文書を取得してしまった場合については、マイナンバー記載部分をマスキング(黒塗り)した文書のコピー(後日原本確認が必要になる場合がありま</u>す。)をご提出いただくよう、よろしくお願いいたします。

5 提出された書類等の閲覧・謄写(コピー)

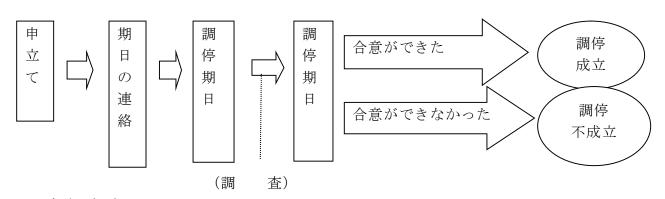
申立人の提出した申立書については、相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧(記録を見る手続)・謄写(記録をコピーする手続)の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断し、許可された部分について閲覧・謄写することができます。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります(ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所 について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所 で調停をすることができます。)。

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回の調停時間はおおむね1時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日とは別に未成年の子どもの監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。



8 DVDの事前の視聴について

最高裁判所のホームページ (https://www.courts.go.jp/video/) では子どものいる夫婦の離婚や面会交流に関する動画「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」を配信(視聴時間約19分)しています。また、当裁判所でも視聴することができます。

○ 提出先(送付先)

〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌家庭裁判所 家事受付係 (TEL 011-221-7281)

注 意 書

- 1 申立書は、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、その写しを、相手方に送付します。提出の際には、相手方への送付用として<u>申立書の写し(コピー)も提出してください(</u>写しは、相手方の人数分だけの部数が必要となります。)。上記のとおり、申立書の写しを相手方に送付しますので、申立人の住所を相手方に知られると、あなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれのある場合は、申立書には相手方に知られてもよい場所(同居中の住所など)を記載してください(ただし、裁判官の判断により、現在の住所の申告を求めることがあります。)。相手方の住所は相手方が実際に住んでおられる住所を記載してください。
- 2 事情説明書は、相手方から申請があれば、原則として、相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。
- 3 **送達場所の届出書**は、裁判所から書類を送付する場所を記載してください。申立書の記載の住所と別の場所にすることも可能です。なお、<u>相手方に知られることであなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれのあるような場所は、できるだけ避けてください。どうしてもその場所しかない場合は、必ず、「非開示希望の申出書」欄を記載してください。</u>
- 4 **進行に関する照会回答書**は、調停を円滑に進めるために記載していただきます。 裁判所限りの書面ですので、相手方に見られることはありません。
- 5 その他の提出された書類については、相手方から申請があれば、原則として、相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。提出される書類で、<u>あなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれのある</u>情報は、<u>自分でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。また、自ら作成する書面に、そのような情報を記載しないようにしてください。</u>
- 6 マスキングもされず、非開示を希望する旨の書面も添付されていない書面につい

- て、<u>裁判所が、相手方に知られるとあなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著</u>しい支障を生ずるおそれのある情報が記載されているかを確認することはありませんし、相手方から申請があれば、原則として、相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。 たりします。 そのような情報は自分で管理し、相手方に知られることのないように十分注意してください。
- 7 申立人又はその法定代理人を特定する事項については、相手方に知られることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合、秘匿申立て又は非開示希望の申出をすることができます。秘匿申立てには、別途手数料等が必要となります。

秘匿申立て又は非開示希望の申出について、詳しくは書記官にお尋ねください。

事情説明書(夫婦関係調整)(申立人用)

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項にチェックをつけ(いくつでも可)、空欄には具体な理由・事情等を記入して、申立ての際に提出してください。なお、この書類は、相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

1 この問題でこれまでに家庭裁判所で調停 や審判をされたことがありますか。	□ ある 平成・令和 2	年 月頃	家裁	支部 ・ 出張所
	□今も続いている。			
		事件番号	平成・令和年	(家)第 号
	□すでに終わった。 □ ない			
2 調停で対立すると思 われることはどんなこと				
われることはとんなことですか。 (該当するものに、 チェックしてください。 複数可。)	日 子とものこと (日税惟	□養育費 慰謝料の額		他) ンなど)のこと
	□ 対産ガチの領 □ % □ % □ 生活費のこと)
3 それぞれの同居して いる家族について記入し	申立人(あなた)		相	手 方
		職業・学年	氏 名 年	
てください(本人を含 む。)。				
※申立人と相手方が同居中 の場合は申立人欄に記入して ください。				
	月収(税込み) 約	万円	月収(税込み) 約	
4 それぞれの収入は	賞与(年 回)計約 □実家等の援助を受けている。月	万円 万円	賞与(年 回)計約 □実家等の援助を受け	
どのくらいですか。	□生活保護等を受けている。 月	万円	□生活保護等を受けて	いる。月万円
	年収(税込み) 約 □ 自宅	万円	年収(税込み) 約 □ 自宅	万円
5 住居の状況につい	• • -		□ 自宅□ 家族所有	
て記入してください。	□ 賃貸(賃料月額	円)	□ 賃貸(賃料月額	i 円)
	□ その他((1) 資産)	□ その他((1) 資産)
	口あり		口あり	
	□ 土地 □ 建物		□ 土地	□建物
	□ 預貯金 (約 □ その他 ※具体的に	万円) お書きください。	□ 預貯金 □ その他	(約 万円)※具体的にお書きください。
6 財産の状況についてヨストエください)		◇ 英体的にの音でくたでい。)
て記入してください。	ロなし		ロなし	
	(2) 負債	-	(2) 負債	TII)
	□ あり □住宅ローン(約 □その他 (約	万円) 万円)	□ あり □住宅: □その(ローン(約 万円) 他 (約 万円)
	ロなし	75 17	ロなし	, (N) (N)
7 夫婦が不和となっ たいきさつや調停を申 し立てた理由などを記 入してください。				

子についての事情説明書(申立人用)

書式4-離・円

この書類は、申立人と相手方との間に未成年のお子さんがいる場合に記載していただくものです。 あてはまる事項にチェックをつけ(いくつでも可)、空欄には具体的な理由・事情等を記入して、申立 ての際に提出してください。

なお、この書類は、相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

1 現在、お子さんを	□ 申立人	
主に監護している人は 誰ですか。		,
正 C 9 //3。	□ その他()
2 お子さんと別居している父または母との関係について、記入してください。	□ 別居している父または母と会っている。	
	□ 別居している父または母と会っていないし、連絡も取っていない	
ルームフチノ 1.由去 1.五	→ 上記のような状況となっていることについて理由などがあれば、記載してください。	
* お子さんと申立人及 び相手方が同居している		
場合には記載する必要は		
ありません。		
	□ 説明したことはない。	
3 お子さんに対し	□ 説明したことがある。	
て、離婚等について裁 判所で話合いを始める	→ 説明した内容やそのときのお子さんの様子について、裁判所に伝えておきたいことがあれば、	
ことや、今後の生活に	記載してください。	
ついて説明したことは		
ありますか。		
	□ ない	
	□ ある	
4 お子さんについ	→ 心配している内容を具体的に記載してください。	
て、何か心配している ことはありますか。		
_ C (140) y x 9 //3°		
5 お子さんに関する		
ことで裁判所に要望が あれば記入してくださ		
めれいよ品で (C) (こと) (C) (C		

令和 年 月 日 申立人 印

送運場所の届出書					
★記名押印のうえ、太枠内部を記載(該当する□に	チェック)	してくだ	さい。		
	令和	年	月	日	
	氏名				(11)
届け出た場所で送達ができなかった場合、あ	なたに書類	類が現実	に届かない	いまま手続	が進行する
可能性がありますので、届出場所は慎重に選ん	でください	۰ ^۱ ۰			
□ 申立書記載の住所でよい。		泌匿事項属	出書記載	の住所と同	じ。
	※秘匿決定の	の申立てを行	っている方以タ	トはチェックし	ないでください。
□ それ以外の送達場所を指定する(以下に記 <i>入</i>	、してくださ	い。)。			
〒 −					
□ 現住所・居所					
□ 自分が住んでいない住所→受に	ナ取ってくれる	る人を下の送	達受取人欄(こ必ず記載して	てください。
この送達場所は (送達受取人:)		
□ 助務先の住所(勤務先名:)
(冷華) 尼山坦文 (於東京にお、土坦人、東京の尼山土)	+-1. \ -10	五芒の日山	18 = 1 - 47 /=	1834 > lo	ンキバウフェ
(注意) 届出場所が変更になった場合、変更の届出をしたことになる場合がありますので、必ず「送達場所の変				が达りれ、	达進が元 」し
上記記載のうち、他方当事者に知られることで、る	あなたやお-	子さんなと	ごが社会生活	 舌を営むの	 に著しい支障
が生じるような情報がありますか。					
□ ありません。→記載終了です					
□ あります。 →下記のとおり	非開示希望	の申出を	します。		
他方当事者に				さんなどか	が社会生活を
営むのに著しい	支障がある	という部分	分に、マー	カー等で色	付けして特
定してください	0				
	希望の	申出記	 <u></u>		
上記送達場所の届出書に記載した内容のうち			_	8分につい	っては、他方
当事者に非開示とすることを希望します。		47 ()	1317 076		(10(10))
非開示を希望する理由(具体的に記載してくださん	·。)				

※裁判所記入部

非開示と 扱う・ 扱わない 令和 年 月 日 裁判官印

進行に関する照会回答書(申立人用)

空欄には具体的な事	進めるための参考にするものです。あてはまる事項にチェックをつけ(いくつでも可)、 情等を記入して、申立ての際に提出してください。 に見せることのない書面です <u>。</u>	•
平日昼間に連絡のと れる電話番号	【携帯】	
1 この申立てをする 前に相手方と話し合っ たことがありますか。	□ たい。 (その理由をチェックしてください。) □ 全く話合いに応じないから。 □ 話し合っても無駄だと思ったから。 □ その他 ()	
2 相手方は裁判所の 呼出しに応じると思い ますか。	□ 応じないと思う。 □ 分からない。	
いますか。	□ 進められないと思う。 □ 分からない。	
4 この申立てをする ことを相手方に伝えて いますか。	□ 伝えていない。□ すぐ知らせる。□ 自分からは知らせるつもりはない。□自分からは知らせにくい。	
5 相手方の暴力等が ある場合には、記入し てください。	1 相手方の暴力等はどのような内容ですか。 □大声で怒鳴る・暴言をはく □物を投げる □殴る・蹴る □凶器を持ち出す (1) それはいつ頃のことですか。 項 から 頃 まで (2) 今までにどのくらいありましたか。 □回 2 相手方の暴力等が原因で治療を受けたことはありますか。 □ない □ある (ケガや症状等の程度)) 3 配偶者暴力に関する保護命令について、該当するものをチェックしてください。 □申し立てる予定はない □申し立てる予定である □申し立てたが、まだ結論はでていない □申し立てたが、認められなかった □認められた ※保護命令書の写しを提出してください。 4 相手方の調停時の対応について □裁判所で暴力をふるう心配はない。 □申立人と同席しなければ暴力をふるうおそれはない。 □裁判所職員や第三者のいる場所でも暴力をふるう心配がある。 □裁判所への行き帰りの際に暴力をふるうおそれがある。 □裁判所に刃物を持ってくるおそれがある。 □裁判所へ薬物、アルコール類を飲んでくるおそれがある。 申立人の □ 希望日 曜日 午前・午後	
6 調停期日で都合の 悪い日等があれば書い てください。	□ 都合の悪い日 曜日 午前・午後 (すでに都合が悪いことがわかっている日→) 相手方の □ 希望日 曜日 午前・午後	
※ 調停は平日の午前または午後に行われます。 7 裁判所に配慮を求	□ 都合の悪い日 曜日 午前・午後 (※分からなければ記載しなくてもかまいません。)	
めることがあります か。	期日に当事者双方に同席していただいて手続の説明を行う場合があります。	

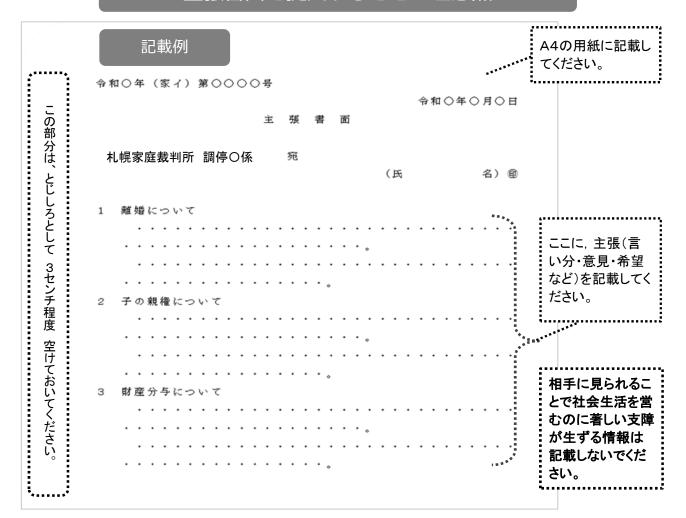
相手方と同席することに支障があるときは7にその旨を記載してください。

書類の提出とマスキング方法

提出書面の種類

あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。あなたから提出される「主張書面」や「資料」については、<u>相手からの希望があると、相手にお見せしたり(「閲覧(えつらん)」と言います。)、コピーを認める(「謄写(とうしゃ)」と言います。)ことになりま</u>すので、ご注意ください。

主張書面を提出するときの注意点



資料(証拠)を提出するときの注意点

- ●主張の裏付けになる資料(証拠)は、**原本は提出しないで、必ずコピーを提出してください**。
- ●資料の原本の大きさに関わらず、A4の用紙にコピーをとってください(余白が大きくてもかまいません。)。 資料の原本がA4より大きい場合は、A3の用紙にコピーをとってください。

●【重要!】

提出する書面は、相手に渡すことを前提に作成してください。

相手に見られることで社会生活を営むのに著しい支障の生ずる情報が記載されている場合、マイナンバーが記載されている場合は、コピーを取り、コピーの該当部分を黒く塗りつぶした上で再度コピーして、読めない状態にしてから提出してください。※単にマスキングテープを貼付しただけのものは提出できません。※原本には手を加えないでください。

マイナンバーにご注意ください!

- ① 確定申告書・源泉徴収票・住民票はありませんか?あればマイナンバーが 書かれていないか、もう一度確認してください。
- ② 裁判所はマイナンバーを受け取れません。マイナンバー部分を黒くぬった ものをコピーして提出してください。



